

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほか、この規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とその職責を異にする独立した機関であり、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本協会の健全な運営と社会的信頼の向上に努め、もって本協会の発展と社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(監事の職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適格性を欠く事実またはその恐れのある事実若しくは著しく不当な事実を発見した際は、理事会に対し速やかに報告しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対し事業の報告を求め、又は本協会の業務及び財産状況を調査することができる。

3 監事が前二項の職務を遂行する場合、理事及び事務局職員はこれに協力するものとする。

(事業報告及び決算等の監査)

第4条 監事は、前条の監査のほか、各事業年度に係る事業報告及び決算についての監査を実施する。

(監査方法)

第5条 監事は、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第6条 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事が前項の会議に出席できなかつたときには、代表理事から、その審議事項等について速やかに報告を受けることができる。

(理事会の招集請求)

第7条 監事は、必要があると認めるときは、代表理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第8条 監事は、理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れのある場合において、これにより本協会に著しい損害が生じる恐れのあるときは、その理事に対し、その行為の差止を請求することができる。

(社員総会に対する報告義務)

第9条 監事は、社員総会に提出される議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果と取り扱いを社員総会に報告しなければならない。

(社員総会における説明義務)

第10条 監事は、社員総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監査報告書)

第11条 監事は、事業報告及び決算の監査を実施後、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印するものとする。
- 3 監事は、前項の監査報告書を代表理事に提出する。

(改善措置)

第12条 監事が監査報告書に是正又は改善を要する事項を報告している場合、理事会は、速やかに是正又は改善措置を講じなければならない。

- 2 前項の是正又は改善措置後、監事は、必要に応じて再監査を実施する。

(その他)

第13条 この規程の改正は、監事全員の合意により実施し、理事会に報告する。